

ひとりで悩まないで、まずは相談を

気がかりなことがありましたら、お近くの地域包括支援センターまたは市役所へご相談ください

地域	地域包括支援センター名 所在地	TEL・FAX (市外局番 046)	担当エリア
追浜	追浜地域包括支援センター 追浜本町 1-28-5 サンビーチ追浜 4F	TEL: 865-5450 FAX: 865-5690	鷹取・追浜本町・夏島町 浦郷町・ 追浜東町・浜見台・追浜町・追浜南町・ 湘南鷹取
田浦 逸見	田浦・逸見地域包括支援センター 田浦町 2-80-1 横須賀基督教社会館内	TEL: 861-9793 FAX: 861-9784	船越町・港が丘・田浦港町・田浦町・ 田浦大作町・田浦泉町・長浦町・ 安針台・吉倉町・西逸見町・山中町・ 東逸見町・逸見が丘
本庁	本庁第一地域包括支援センター 緑が丘28 聖ヨゼフ在宅ケアセンター内	TEL: 828-3830 FAX: 825-4430	坂本町・汐入町・本町・稲岡町・泊町・ 小川町・大滝町・緑が丘・若松町・ 上町・不入斗町・鶴が丘・平和台・ 汐見台
	本庁第二地域包括支援センター 三春町 2-12 三春コミュニティセンター内	TEL: 824-3253 FAX: 824-3263	日の出町・米が浜通・平成町・安浦町・ 三春町・富士見町・田戸台・深田台・ 望洋台・佐野町
衣笠	衣笠第一地域包括支援センター 衣笠栄町 4-14 共楽荘内	TEL: 851-1963 FAX: 850-5400	衣笠栄町・金谷・池上・阿部倉・平作・ 小矢部2丁目・小矢部4丁目
	衣笠第二地域包括支援センター 大矢部 1-9-30 横須賀グリーンヒル内	TEL: 838-4774 FAX: 833-6248	公郷町・小矢部1丁目・小矢部3丁目・ 衣笠町・大矢部・森崎
大津	大津地域包括支援センター 走水 1-35 シャローム内	TEL: 842-1082 FAX: 842-1083	根岸町・大津町・馬堀海岸・走水・ 馬堀町・桜が丘・池田町
浦賀	浦賀地域包括支援センター 浦賀 2-3-20 太陽の家浦賀内	TEL: 846-5160 FAX: 846-5230	吉井・浦賀・浦上台・二葉・小原台・ 鴨居・東浦賀・浦賀丘・西浦賀・ 光風台・南浦賀
久里浜	久里浜地域包括支援センター 長瀬 3-6-2 衣笠病院長瀬ケアセンター内	TEL: 843-3112 FAX: 843-3152	久里浜台・長瀬・久比里・若宮台・ 舟倉・内川・内川新田・佐原・若戸 久村・久里浜・神明町・ハイランド
北下浦	北下浦地域包括支援センター 野比 5-5-6 横須賀老人ホーム内	TEL: 839-2606 FAX: 839-2607	野比・粟田・光の丘・長沢・ グリーンハイツ・津久井
西	西第一地域包括支援センター 佐島 3-12-15 ヒューマン内	TEL: 856-7288 FAX: 858-2777	山科台・太田和・荻野・長坂・佐島・ 佐島の丘・芦名・秋谷・子安・ 湘南国際村
	西第二地域包括支援センター 武 3-39-1 横須賀愛光園内	TEL: 857-6604 FAX: 857-8768	長井・御幸浜・林・須軽谷・武

高齢者虐待をなくすために

監修/東京都立大学
名誉教授
副田あけみ

地域での支え合いが大切です



高齢者が尊厳をもって暮らせる社会に

近年、高齢者の人権を侵害する高齢者虐待が増え、社会的な問題となっています。高齢者虐待は、「悪意を持って」虐待をしているとは限りません。介護をしている家族などが心身ともに疲労し、追いつめられ、その結果、自覚のないままに虐待をしてしまっていることも少なくないのです。つまり高齢者虐待は、誰にでも起こりうる身近な問題なのです。

高齢者虐待を防ぎ、誰もが尊厳をもちながら安心して暮らせるよう、正しい知識をもち、地域ぐるみで高齢者や介護する家族を支援していきましょう。



横須賀市
高齢者虐待防止センター ☎046-822-9613



植物油インキを使用しています。
G15003-2



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

禁無断転載 © ライズファクトリー

横須賀市

暴力だけじゃない

高齢者虐待となる行為

高齢者(65歳以上の人)への虐待には、さまざまな行為があります。「高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」では、家族など養護者(介護者)または養介護施設従事者などによる次のような行為を「高齢者虐待」と定義しています。

身体的虐待

- 平手打ちをする、つねる、なぐる、ける、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる
- ベッドにしばりつけたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする など



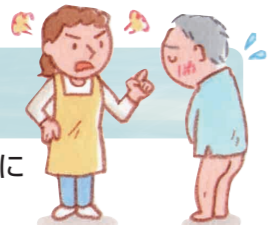
介護・世話の放棄、放任

- 入浴させておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
- 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる など



性的虐待

- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- キス、性器への接触、わいせつな行為の強要 など



心理的虐待

- 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
- 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 侮辱を込めて、子どものように扱う など



経済的虐待

- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など



施設などでの安易な身体拘束も虐待です

介護保険施設などにおける下記のような「身体拘束」は、生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合をのぞき、原則として禁止されています。

- ベッドや車いすにしばりつける
- 降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- 手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける
- Y字型拘束帯や腰ベルトなどをつける
- 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する



自覚がないままに虐待をしてしまうことも…

虐待をしてしまっている当事者は、自分が虐待をしているという自覚がないことが多いものです。また、「高齢者のために」と思ってやっていることが、虐待につながっていることもあります。

高齢者への不適切な対応の例

- × 言ったようにできないので、つい手が出たり、怒鳴ったりしてしまう。
- × 良いことと悪いことを分かってもらうために、たたいたりしている。
- × 高齢者が話しかけても、無視してしまう。
- × 認知症により徘徊するので、部屋から出さないようにしている。
- × 経済的に苦しいので、病院へ連れて行くことを制限している。

もしかして…

虐待かも?と思ったら

高齢者虐待は、早い時期に第三者が介入するなどして、虐待の悪循環を止めることが大切です。地域や介護保険施設などで虐待を受けている高齢者を発見したり、「虐待かもしれない」と思った場合は、市の窓口または地域包括支援センターに相談・連絡してください。虐待を受けている高齢者本人が相談することもできます。秘密は守られますのでご安心ください。



こんなサインを見逃さないで!!

- 身体に小さな傷がひんぱんにみられる
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- 「家にいたくない」などの訴えがある
- 住居が極端に非衛生的だったり、異臭がする
- 寝具や衣服が汚れたままのことが多い
- 急におびえたり、恐ろしがったりする
- 年金や財産収入があるのに、「お金がない」と訴える
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
- 家から高齢者や養護者・家族の怒鳴り声や悲鳴などが聞こえる
- 訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる など



通報を受けたらこのような対応をします

家庭で虐待があった場合

市の窓口もしくは地域包括支援センターが確認を行い、必要な場合は高齢者を保護します。

また、相談支援や居宅サービスの提供により、養護者の負担軽減を図ります。



「高齢者虐待防止法」により、高齢者虐待の発見をしたときは市区町村へ通報することが求められています。

地域ぐるみで高齢者虐待を防ぎましょう!!

すべての人が、住みなれた地域で安心して生涯を過ごすためには、地域で暮らす一人ひとりが虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりに取り組んでいくことが大切です。高齢者や高齢者を介護している人たちが孤立しないように、まずはできることから行動し、高齢者や養護者を地域ぐるみであたたかく見守り、支え合っていきましょう。

日常的な声かけ

日常的にあいさつを交わしましょう。また、元気がないようなときには、率先して声をかけましょう。



見守り

夜になっても部屋の明かりがつかない、最近姿を見ないなど、家庭に不審な様子がないか見守りましょう。



相談をすすめる

介護に負担を感じている人がいたら、苦勞をねぎらい、地域包括支援センターなどへの相談をすすめましょう。



家族での話し合い

介護保険などのサービスを上手に利用し、無理せず、介護を抱え込まない方法を家族で話し合いましょう。

